

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の改定等について

広域応援室

1 はじめに

消防の広域応援部隊である緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年に創設され、これまでに東日本大震災や平成30年7月豪雨など計38回出動し、消火、救助、救急など人命救助活動を行ってきました。

緊急消防援助隊については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日策定）（以下「基本計画」という。）において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定めており、おおむね5年ごとに改定してきました。

本年3月8日に、2023年度までの登録隊数の増強等を主な内容として基本計画を改定し、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図ることとしました。

本稿では、基本計画の改定内容等について紹介します。

2 これまでの基本計画の内容

5年前の平成26年に改定した基本計画（計画期間：2014(H26)-2018(H30)年度）においては、東日本大震災の教訓を踏まえ、登録目標隊数を4,500隊から6,000隊に増強するとともに、石油コンビナート火災において、大量放水が可能なポンプ車やホース延長車からなるドラゴンハイパー・コマンドユニットを創設することとしました。この基本計画に沿って、これまで、緊急消防援助隊の車両等の整備を進め、計画期間中に、目標としていたおおむね6,000隊の登録隊数を達成するとともに、12部隊のドラゴンハイパー・コマンドユニットの配備を完了する予定です。

表1 基本計画の改定と登録目標隊数

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊

3 今回の基本計画の改定内容

(1) 改定概要

今回の基本計画の改定（計画期間：2019-2023年度）では、南海トラフ地震、大規模水害、NBCテロ災害などに的確に対応するため、登録目標隊数を、6,000隊から6,600隊に増強し、このための車両等の整備を拡充することとします。また、大規模水害に特化した土砂・風水害機動支援部隊、NBCテロ災害に対応するNBC災害即応部隊を創設し、それぞれ全国で50部隊程度配備することとします。

(2) 登録隊数の増強

東日本大震災を上回る甚大な被害が想定される南海トラフ地震等への対応力の強化や、大規模な風水害時の救助体制の強化、NBCテロ災害に的確に対応することを考慮し、登録目標隊数を6,600隊とすることとします。具体的には、災害への対応力の強化に加え、本年4月時点の隊数の見込みや緊急消防援助隊の派遣中の地元消防力の維持の観点も踏まえ、消火、救助、救急の主要3小隊（水害対応の特殊車両を除く。）については、緊急消防援助隊設備整備費補助金や緊急防災減災事業債等を活用して210隊程度の増隊、また、水害に対応した特殊車両を無償使用制度によって整備することにより50隊程度の増隊、さらに、増隊に伴う後方支援小隊等について80隊程度の増隊を、それぞれ行うこととしています。

表2 登録目標隊数

隊種別	登録隊数 2019.4.1見込み	登録目標隊数 2023年度末
統括指揮支援隊、指揮支援隊	60 隊	50 隊程度
航空指揮支援隊	-	60 隊程度
都道府県大隊指揮隊	149 隊	160 隊程度
統合機動部隊指揮隊	56 隊	50 隊程度
エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	12 隊	10 隊程度
NBC災害即応部隊指揮隊	-	50 隊程度
土砂・風水害機動支援部隊指揮隊	-	50 隊程度
消火小隊	2,372 隊	2,500 隊程度
救助小隊	504 隊	540 隊程度
救急小隊	1,424 隊	1,500 隊程度
後方支援小隊	840 隊	890 隊程度
通信支援小隊	42 隊	50 隊程度
特殊災害小隊	357 隊	350 隊程度
特殊装備小隊	474 隊	500 隊程度
水上小隊	21 隊	20 隊程度
航空小隊	75 隊	80 隊程度
航空後方支援小隊	35 隊	60 隊程度
合計（重複除く）	6,259 隊	6,600 隊程度



特別部隊

隊種別	登録隊数 2019.4.1見込み	登録目標隊数 2023年度末
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	12 部隊	10 部隊程度
NBC災害即応部隊	-	50 部隊程度
土砂・風水害機動支援部隊	-	50 部隊程度
統合機動部隊	47 部隊	50 部隊程度

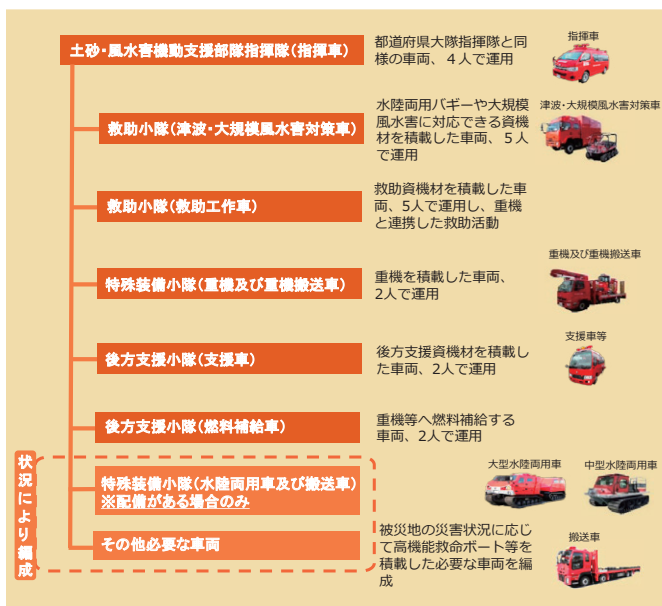
(3) 土砂・風水害機動支援部隊の創設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化、激甚化しています。こうしたことから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、重機や水陸両用バギーなどの特殊な車両・資機材を有した「土砂・風水害機動支援部隊」を創設し、被災地に機動的に投入する体制を整備しようとするものです。

この部隊の特徴としては、次のとおりです。

- ① 主に津波・大規模風水害対策車や重機、状況に応じて水陸両用車や救命ボードなど水害に特化した車両・資機材により編成する。これらの特殊車両は必要に応じて無償使用制度を活用して計画的に整備する。
- ② 5年間で各都道府県に1部隊、計47部隊の配備を計画する。
- ③ 被災地では、地元消防本部、県内応援隊、被災地の近隣の都道府県大隊と連携して活動する。

図1 土砂・風水害機動支援部隊の基本的な隊編成



(4) NBC災害即応部隊の創設及びNBC災害時における緊急消防援助隊運用計画の策定

ラグビーワールドカップ、オリンピック・パラリンピックという大規模な国際イベントが相次いで日本で開催されることに伴い、万一テロ災害が発生した場合の対応に万全を期する必要があります。こうしたことから、NBCテロ災害時において、消防隊員自らを防護しつつも負傷者の救助、除染活動を迅速かつ確実に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を創設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画（NBC災害における緊急消防援助隊運用計画（以下「運用計画」という。））に基づき、迅速に出動する体制を整備しようとするものです。

この部隊の特徴としては、次のとおりです。

- ① 主に検知・救助隊（特殊災害対応自動車やNBC災害対応資機材を積載した救助工作車）と除染隊（大除染システム搭載車や除染資機材を積載した車両）により編成する。また、部隊内での厳格な指揮統制を目的に、1つの消防本部で部隊編成する。
- ② 5年間で東京消防庁及び政令指定都市の21消防本部並びに政令市等のない県の代表消防本部等及び北海道内の2つの大規模消防本部にそれぞれ1部隊、全国で計54部隊の配備を計画する。
- ③ 運用計画に基づき、消防庁長官から市町村長等に直接（都道府県知事を経由せず）出動の指示を行って、指示後、30分以内に迅速に出動する。

図2 NBC災害即応部隊の基本的な隊編成

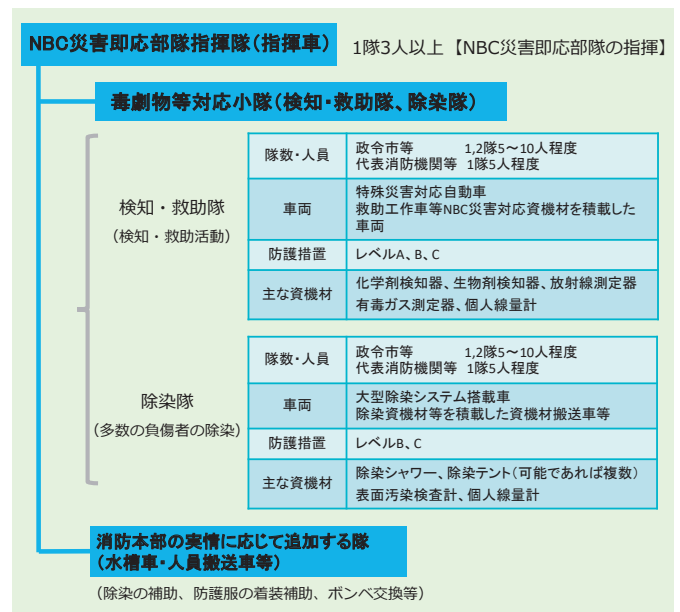
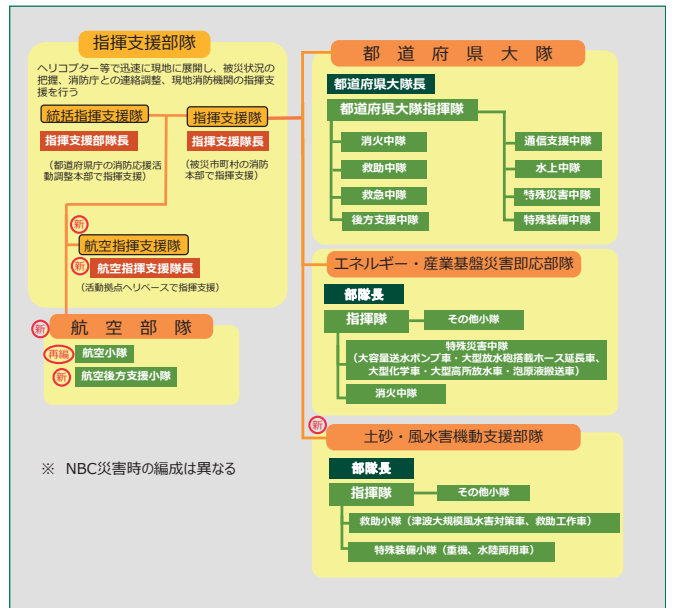


図3 運用計画適用時と通常時の緊急消防援助隊の出動の相違点

	通常の緊急消防援助隊の出動	NBC災害即応部隊の出動 (運用計画適用)
消防庁長官の措置要求	出動の求め又は指示	出動指示
応援要請の流れ	長官→知事→市町村長	長官→市町村長 (都道府県知事を經由せず直接、出動指示)
部隊編成	災害後に部隊編成	あらかじめ指定 (指定された部隊が迅速に出動可能)
構成消防本部	多数の消防本部で編成	政令市・代表消防機関等の単独消防本部で編成 (厳格な指揮統制、円滑な活動が可能)
出動までの時間	求め又は指示を受けてからの時間指定なし	指示を受けてから30分以内 (迅速性を最優先)
現場到着までの流れ	消防署 ↓ 集結場所 ↓ 進出拠点 ↓ 活動場所	消防署 ↓ 単独消防本部の出動のため 集結場所は通過 ↓ 進出拠点 ↓ 活動場所
派遣期間	長い (基本的に宿営を伴う期間)	短い (基本的に、宿営を伴わない期間)

図4 改定後の基本計画に基づく緊急消防援助隊の基本的な編成



(5) 航空関連の隊の変更

ア 航空指揮支援隊の創設

多数の航空機が出動する場合においては、航空機の運用調整の支援が必要な場合があります。これまでの災害においても、耐空検査等によりヘリコプターが運休中の航空隊の隊員が、ヘリベースに出動し効果的な支援活動を行った実績を踏まえ、航空小隊の活動を管理し、ヘリベースにおいて航空の指揮を行っている者（ヘリベース指揮者）を補佐する「航空指揮支援隊」を創設し、指揮支援部隊として位置付けることとします。なお、航空指揮支援隊は、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中の隊員により編成されることとしています。

イ 航空小隊の再編及び航空後方支援小隊の創設

従前の基本計画においては、航空小隊は都道府県大隊内の小隊として位置付けられていましたが、陸上で活動する小隊とは活動範囲が大きく異なることを踏まえ、航空小隊を都道府県大隊から切り離し、出動した航空小隊からなる「航空部隊」に再編します。

また、活動拠点ヘリベース等において食事・宿営等の後方支援が必要な場合に備え、航空小隊の隊員等に対する後方支援活動を行う「航空後方支援小隊」を創設し、航空小隊とともに航空部隊を構成する小隊として位置付けることとします。

(6) 緊急消防援助隊の全国合同訓練の実施

平成27年度に第5回全国合同訓練を実施しており、これまでの実施間隔では2020年度開催となりますが、当該年度はオリンピック・パラリンピックが開催されることを踏まえ、図上訓練、部隊運用訓練とともに2021年度に実施します。なお、開催地及び実施内容については、今後検討します。

(7) その他の改定事項

ア 消防庁長官の出動の指示となる大規模な災害についての判断要素の規定

消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の出動指示の対象となる災害については、①東海地震、首都直下地震、南海トラフ地震、②NBC災害、③その他の大規模な災害とされており、③その他の大規模な災害の判断基準は定められていませんが、災害初期の混乱期においても消防庁長官が指示の対象とすべき災害か否かについて躊躇なく判断するとともに、地方公共団体が速やかに準備し迅速な応援となるよう、判断要素を規定しました。具体的には、①災害の状況、②災害対策基本法に基づき設置される緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置状況、③応援の必要性などを考慮し判断することとしています。

なお、平成30年7月豪雨の緊急消防援助隊の出動については、被害の甚大性、広域性、非常災害対策本部の設置を考慮して、消防庁長官の指示によるものとしたところです。

イ 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の出動計画の変更
災害発生都道府県に対する統括指揮支援隊及び指揮



支援隊の割り当て（出動計画）について、迅速性や合同訓練のブロック等を考慮し、変更しました。また、関東地域の指揮支援部隊長の派遣体制を充実させるため、指揮支援部隊長を派遣する消防本部に横浜市消防局を追加しました。

ウ 指揮支援部隊長の属する指揮支援隊についての名称

指揮支援部隊長の属する指揮支援隊を表す名称が存在していなかったため、指揮支援部隊長の属する指揮支援隊については、「統括指揮支援隊」とすることを規定しました。なお、「指揮支援部隊長」は「統括指揮支援隊長」と同義ですが、「指揮支援部隊長」の名称が定着していることを考慮し、今後も「指揮支援部隊長」と呼称することとします。

エ 消火小隊の編成

5人以上で編成することとされていた消火小隊について、緊急消防援助隊が活動する際には複数隊での連携した活動となることや無線、ホースカー等を保有していることなどを踏まえ、消防力の整備指針と整合を図り、4人以上で編成することとしました。なお、従前どおり5人以上での運用を行うことも可能です。

オ 統合機動部隊の任務

統合機動部隊については、従来、「迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする」とされていましたが、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に規定されている迅速出動適用時など、都道府県大隊が後続しない場合もあることを踏まえ、運用に合わせ「迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする」と変更しました。

詳しくは、平成31年3月8日付けの通知を参照ください。

4 おわりに

東日本大震災の経験を踏まえ、発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等の国家的危機に対応するためには全国の消防力を結集することが不可欠であり、緊急消防援助隊の役割は一層重要性を増しているところです。

今回の基本計画の改定による制度面の改善のほか、実践的な訓練を継続的に実施し、緊急消防援助隊のさらなる充実強化を図ってまいります。

図5 緊急消防援助隊ロゴマーク

また、基本計画の改定に合わせて、緊急消防援助隊の隊員相互の結束と活動の広報を目的として、緊急消防援助隊のロゴマークを作成しましたので、活用ください。



問い合わせ先

消防庁広域応援室

TEL: 03-5253-7527 (直通)